

付 議 第 3 号

地方自治法の規定に基づく委任の協議に関する議案

別紙のとおり、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により、乳児等通園支援事業の制度開始に伴い、委任の内容を改めることについて、知事から協議がありましたので、これに同意することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（26）知事の権限に属する事務の一部を教育委員会に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し、同意等を行うこと。

8 高行管第 243 号
令和 8 年 8 月 13 日

高知県教育長 今城 純子 様

高知県知事 濱田 省司

事務の委任の協議について

貴委員会への事務の委任について、地方自治法第 180 条の 2 の規定により、その内容を下記のとおり改めることを協議します。

記

1 対象告示

平成 27 年 3 月高知県告示第 160 号（地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）

2 改正内容

別紙のとおり

3 改正理由

「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」の制度開始により、知事の権限に属する事務を教育委員会に委任するため

4 改正年月日

公布の日

告示
-----**高 知 県 告 示 第 号**

平成27年3月高知県告示第160号（地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任）の一部を次のように改正し、令和8年 月 日から施行する。

令和8年 月 日

高知県知事 濱田 省司

1の(1)中「及び子育てのための施設等利用給付」を「、子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付」に、「第30条の3」を「第30条の3及び第30条の13」に改め、1の(8)中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「第49条第2項」を「第49条第2項（法第54条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、1の(9)中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に、「第53条」を「第53条（法第54条の3において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、1の(14)中「及び特定地域型保育事業者」を「並びに特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者」に改める。

告 示

◎ 告示（地方自治法第180条の2の規定
に基づく知事の権限に属する事務の委
任）の一部改正

（行政管理課）

改正後	改正前
○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任 平成27年3月31日告示第160号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。 1 委任する事務 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に関する次に掲げる事務 (1) 子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付、<u>子育てのための施設等利用給付及び乳児等のための支援給付</u>に関する調査等（法第15条第1項及び第2項（これらの規定を法第30条の3及び第30条の13において読み替えて準用する場合を含む。）） (2)～(7) 略 (8) 同一の<u>特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者</u>について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該<u>特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者</u>に対する助言その他の援助（法第49条第2項（法第54条の3において読み替えて準用する場合を含む。）） (9) <u>特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者</u>の確認等に係る市町村長からの届出の受理（法第53条（法第54条の3において読み替えて準用する場合を含む。）） (10)～(13) 略 (14) (3)から(13)までに掲げる事務のほか、<u>特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者</u>並びに<u>特定地域型保育事業者及び特定乳児等通園支援事業者</u>に関する事務 (15)～(18) 略 2・3 略	○地方自治法第180条の2の規定に基づく知事の権限に属する事務の委任 平成27年3月31日告示第160号 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、知事の権限に属する事務を次のとおり委任する。 1 委任する事務 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に関する次に掲げる事務 (1) 子ども・子育て支援給付のうち子どものための教育・保育給付<u>及び子育てのための施設等利用給付に関する調査等</u>（法第15条第1項及び第2項（これらの規定を法第30条の3において読み替えて準用する場合を含む。）） (2)～(7) 略 (8) 同一の<u>特定地域型保育事業者</u>について2以上の市町村長が連絡調整又は援助を行う場合における当該市町村長相互間の連絡調整及び当該<u>特定地域型保育事業者</u>に対する助言その他の援助（法第49条第2項） (9) <u>特定地域型保育事業者</u>の確認等に係る市町村長からの届出の受理（法第53条） (10)～(13) 略 (14) (3)から(13)までに掲げる事務のほか、特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者<u>及び特定地域型保育事業者</u>に関する事務 (15)～(18) 略 2・3 略

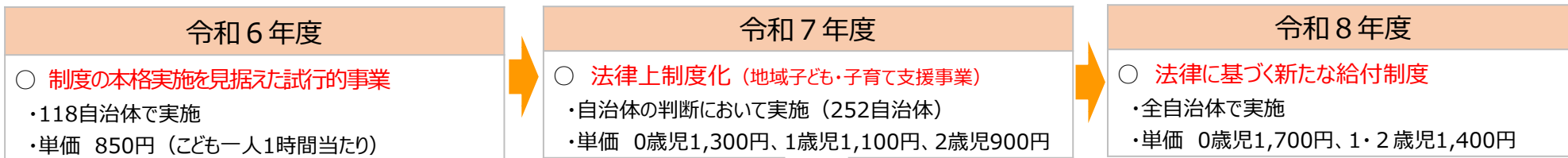
- 令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、月一定時間までの利用可能枠（月10時間）の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、こども誰でも通園制度を創設
- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化



こども誰でも通園制度総合支援システム（愛称：つうえんポータル、略称：つうポ）

利用者は空き情報の検索や予約、事業者は予約管理や利用実績等のデータ管理・自治体への請求書発行、市区町村は利用状況の確認や請求書の確認などを行うことが可能。国において設計・開発し、令和7年度から運用。

【本格実施に向けたスケジュール】 ※R7.4.1 制度化、R8.4.1 給付化



子ども・子育て支援法 （抜粋）

発令 ；平成24年8月22日号外法律第65号

最終改正：令和8年6月5日号外法律第31号

改正内容：令和8年6月5日号外法律第31号[令和8年6月5日]

（内閣総理大臣又は都道府県知事の教育・保育に関する調査等）

第十五条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、子どものための教育・保育給付に係る小学校就学前子ども若しくは小学校就学前子どもの保護者又はこれらの者であった者に対し、当該子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の内容に関し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、子どものための教育・保育給付に関して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、教育・保育を行った者若しくはこれを使用した者に対し、その行った教育・保育に関し、報告若しくは当該教育・保育の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができる。

（準用）

第三十条の十三 第十条の六、第十条の七及び第十二条から第十六条までの規定は、乳児等のための支援給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第四十九条 市町村長は、特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該特定地域型保育事業者及び他の特定地域型保育事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 都道府県知事は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3 内閣総理大臣は、同一の特定地域型保育事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該特定地域型保育事業者による第四十六条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該特定地域型保育事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

（公示）

第五十三条 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該特定地域型保育事業者の名称、当該特定地域型保育事業所の所在地その他の内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第二十九条第一項の確認をしたとき。

二 第四十八条の規定による第二十九条第一項の確認の辞退があったとき。

三 前条第一項の規定により第二十九条第一項の確認を取り消し、又は同項の確認の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

（準用）

第五十四条の三 第四十四条から第五十四条までの規定（第四十五条第二項を除く。）は、前条第一項の確認を受けた者（以下「特定乳児等通園支援事業者」という。）について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。